

新年増刊号 令和7年度税制改正

I. 個人所得課税関係

1. 基礎控除・給与所得控除の引き上げ

【改正内容】

- 所得 2,350 万円以下の個人の基礎控除が 10 万円引き上げられます（住民税は改正なし）。
 - 給与所得控除の最低保障額が 10 万円引き上げられます（所得税・住民税共通）。
- 【適用時期】令和 7 年分以後の所得税（源泉徴収は令和 8 年から）、
令和 8 年度分以後の住民税

・基礎控除

本人の合計 所得金額	所得税		住民税 (改正なし)
	現行	改正後	
2,350 万円以下	48 万円	58 万円	43 万円
2,400 万円以下		48 万円	
2,450 万円以下	32 万円		29 万円
2,500 万円以下	16 万円		15 万円
2,500 万円超	0 円		0 万円

・給与所得控除（所得税・住民税共通）

給与収入(A)	現行	改正後
162.5 万円以下	55 万円	65 万円
180 万円以下	$A \times 40\% - 10$ 万円	
190 万円以下	$A \times 30\% + 8$ 万円	
360 万円以下	$A \times 30\% + 8$ 万円	$A \times 30\% + 8$ 万円
660 万以下	$A \times 20\% + 44$ 万円	
850 万以下	$A \times 10\% + 110$ 万円	
850 万超	195 万円(上限)	

上記の結果、いわゆる「103 万円の壁」は 58 万 + 65 万 = 123 万円まで引き上げられました。

2. 特定扶養親族の創設（配偶者控除及び扶養控除の所得要件の見直し）

【改正内容】

- 103 万円の壁**に対応するため、**123 万円の壁**に引き上げられました。それに伴い、下記の内容も改正、新設されています。
- 配偶者控除及び配偶者特別控除
 - ・配偶者控除は同一生計配偶者の合計所得金額要件が 48 万円(年収 103 万円)以下から **58 万円 (123 万円)** 以下へ。
 - ・配偶者特別控除は控除対象配偶者以外の生計を一にする配偶者の合計所得金額 48 万円超 133 万円以下から **58 万円超**~133 万円以下へ
- 特定親族特別控除（仮称）の創設**
 - ・今回の改正で新設される制度であり、居住者に 19 歳以上 23 歳未満である一定の親族（同一生計者など）が居る場合には、その居住者の総所得金額等から段階的に控除します。

	親族等の合計所得金額	控除額	
		改正前	改正後
扶養親族 (特定扶養親族)	48万円以下	45万円	45万円
	48万円超58万円以下	0円	
特定親族 特別控除 (仮称)	58万円超95万円以下		45万円
	95万円超100万円以下		41万円
	100万円超105万円以下		31万円
	105万円超110万円以下		21万円
	110万円超115万円以下		11万円
	115万円超120万円以下		6万円
120万円超123万円以下	3万円		

3. 子育て世帯等の住宅ローンの拡充

【改正内容】

- 子育て世帯等における住宅ローン控除の借入限度額の上限が令和7年に限り拡充されます。
- 子育て世帯等については新築住宅の床面積要件が40㎡に緩和されます。
※合計所得金額1,000万円以下の者に限られます。
- ・「子育て世帯等」とは、年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって、年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者を指します。
- ・床面積要件の緩和措置(40㎡)については、令和7年12月31日以前に建築確認を受けた家屋について適用されます。

区分	改正前		改正後	
	【R4・5年入居】	【R6・7年入居】	【子育て世帯等 R7年入居】	【左記以外R7年 入居】
認定住宅(認定長期優良住宅、認定低炭素住宅)	5,000万円	4,500万円	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円	4,000万円	3,000万円
その他の住宅	3,000万円	0円(注1)	0円(注1)	0円(注1)

(注1) 令和5年までに新築の建築確認、令和6年6月以前建築されたものは2,000万円

4. 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

【改正内容】

子育て世帯に対する支援として、生命保険料控除の引き上げが行われます。

- ①23歳未満の扶養親族を有する場合に、**新生命保険料に係る一般生命保険料控除の適用限度額について現行の4万円から6万円へ上乘せ措置が行われます。**
- ②旧生命保険料及び上記①の適用がある新生命保険料における**一般生命保険料控除の適用限度額について現行の4万円から6万円へ上乘せ措置が行われます。**
- ③一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の合計適用限度額は、改正前と同様の12万円となります。

【適用時期】2026(令和8)年分より適用されます。

	改正内容		
	現行	改正後	
		23歳未満の扶養親族を有する場合	左記以外(現行と同じ)
一般生命保険料	4万円	6万円	4万円
介護医療保険料	4万円	4万円	
個人年金保険料	4万円	4万円	
全体の限度額	計12万円	計12万円	

{改正前}

年間の新生命保険料	控除額
20,000 円以下	新生命保険料の全額
20,000 円超 40,000 円以下	新生命保険料×1/2+10,000 円
40,000 円超 80,000 円以下	新生命保険料×1/4+20,000 円
80,000 円超	一律 40,000 円

{改正後（23 歳未満の扶養親族を有する場合）}

年間の新生命保険料	控除額
30,000 円以下	新生命保険料の全額
30,000 円超 60,000 円以下	新生命保険料×1/2+15,000 円
60,000 円超 120,000 円以下	新生命保険料×1/4+30,000 円
120,000 円超	一律 60,000 円

5. 退職所得控除の調整規定等の見直し

【改正内容】

複数の退職金を一定の調整期間内に支給を受ける場合、退職所得控除の重複適用を防ぐため減額調整の規定が適用されます。今回は先に確定拠出年金（DC・iDeCo）の老齢一時金を受け取り、後に退職手当等を受け取る場合の調整期間が、支払いを受けた以前 10 年内（現行 5 年内）に拡大されることになりました。

またあわせて、「退職所得の源泉徴収票」の税務署への提出が一律義務化（現行：役員のみ）されることになりました。

【退職所得控除】

勤続年数（A）	控除額
20 年超	70 万円×（A-20 年）+800 万円
20 年以下	40 万円×A（最低 80 万円）

※上記控除額の重複適用防止

【調整規定と調整期間】

1 回目	2 回目	調整期間
退職手当等	退職手当等	5 年以内（原則）
退職手当等 （右記以外）	確定拠出金 の老齢一時金	20 年以内（特例）
確定拠出金 の老齢一時金	退職手当等 （左記以外）	現行：5 年以内（原則） →改正後：10 年以内（特例の対象）

【適用時期】

調整期間の見直しは、令和 8 年 1 月 1 日以後に老齢一時金の支払いを受け、同日以後に支払いを受けるべき退職手当等から、「退職所得の源泉徴収票」は同様に令和 8 年 1 月 1 日以後に提出すべきものから適用されます。

II. 法人課税関係

1. 防衛特別法人税（仮称）の創設

【改正内容】

我が国の安全保障環境の観点から防衛力強化に係る財源確保のための税制措置として、防衛特別法人税（仮称）が創設されます。

【具体的内容】

■税額の計算方法

- ・各事業年度の法人税課税標準額に 4%の税率を乗じて計算した金額を防衛特別法人税の額とします。
- ・中小企業に配慮し、基準法人税額から基礎控除額（年間 500 万円）を控除した金額を法人税課税標準額とします。

注1) 基準法人税額は、下記の制度適用前の金額です。

- ・ 所得税額控除、外国税額控除、分配時調整外国税相当額の控除
- ・ 仮想経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除
- ・ 戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除及び同措置に係る通算法人の仮想経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の加算
- ・ 控除対象所得税額等相当額の控除

【適用時期】 2026年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

2. 中小企業の軽減税率の延長及び縮減

【改正内容】

所得が800万円までの中小企業に適用される特例（軽減税率）は、リーマン・ショック時の経済対策として講じられた時限的な措置です。ただ昨今の、賃上げや物価高への対応を踏まえ、適用期限を2年延長することとなりました。ただし所得が高い中小企業等については一定の見直しを行うこととなりました。

【具体的内容】

所得の金額が年800万円以下の中小企業者等に適用される法人税の軽減税率15%（本則課税：19%）の適用時期が、改正前は「2025（令和7）年3月31日までに開始する事業年度」でしたが2年間延長され、「2027（令和9）年3月31日までに開始する事業年度」となります。ただし、以下に該当する場合は次の見直しを行います。

1. 所得金額が年10億円を超える事業年度については軽減税率を17%に引き上げられます。
2. グループ通算制度の適用を受けている法人は適用除外となります。

【適用時期】

2025（令和7）年4月1日以後に開始する事業年度より適用されます。

3. 中小企業強化税制の拡充

【改正内容】

- ・ 生産性向上設備（A類型）：経営力の向上の指標が見直されます。
- ・ 収益力強化設備（B類型）：投資利益率の見込みを5%以上から7%以上に引き上げます。
- ・ 売上高100億円超を目指す中小企業の設備投資に対して建物が税制の対象となります。
- ・ デジタル化設備（C類型）は対象外となり2025年3月31日で終了となります。
- ・ 暗号資産マイニング業に供する設備は対象外となります。
- ・ 上記を講じた上で適用期間を2年延長します。

【改正の概要】

中小企業経営強化税制について売上高100億円超を目指す中小企業に係る拡大措置を創設します。

	収益力強化設備（B類型）
対象企業	青色申告を提出する中小企業者等（資本金1億円以下の法人）
対象事業	・ 製造業、小売業、卸売業、サービス業が対象 ・ 電気業、水道業、娯楽業、銀行業等は対象外
適用要件①	特定経営力向上設備等の取得をし、指定事業用に供すること
適用要件②	①経営強化法の認定 ②投資利益率が7%以上かつ経済産業大臣が定める要件（経営規模拡大要件）に適合し確認を受けた投資計画に係る設備 ③本制度の対象となる金額の上限は60億円
経営規模拡大要件	①売上向上のための行程表（ロードマップ）を作成していること ②基準事業年度の売上高が10億円超90億円未満であること ※基準事業年度：経営力向上計画の認定を申請する事業年度の直前の事業年度 ③売上高100億円超を目指すための事業基盤等が整っていること

	④売上高 100 億円超及び一定の売上高成長率を目指す投資計画であること ⑤売上高増加など一定要件を満たす設備投資計画であること ⑥投資計画の期間中において、給与等の支給額を増加させるものであること ⑦上記の他、売上高 100 億円超を目指すために必要とされる要件を満たすこと
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械及び装置（160 万円以上）・ 工具（30 万円以上） ・ 器具備品（30 万円以上）・ 建物及び附属設備（合計額 1,000 万円以上） ・ ソフトウェア（70 万円以上）
税制措置	【建物及び附属設備】※いずれか選択適用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別償却：給与増加割合 2.5%以上：15%、給与増加割合 5%以上：25% ・ 税額控除：給与増加割合 2.5%以上：1%、給与増加割合 5%以上：2% ※給与増加割合が 2.5%未満である場合、特別償却及び税額控除は適用できない
デメリット	投資計画の計画期間中は、中小企業投資促進税制及び中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用を受けることができない

4. 中小企業投資促進税制の延長

中小企業投資促進税制とは、中小企業者等が一定の設備投資を行った場合に、特別償却または税額控除を認める制度です。

【改正内容】

適用期限を **2 年間（2027 年（令和 9 年）3 月 31 日まで）** 延長されます。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業者等（資本金額 1 億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） ・ 従業員数 1,000 人以下の個人事業主
対象業種	製造業、建設業、農業、卸売業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る）、一般旅客自動車運送業、サービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業等の一定の事業 ※ただし性風俗関連特殊営業に該当するものは除く
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械及び装置：1 台 160 万円以上 ・ 測定・検査工具：1 台 120 万円以上、1 台 30 万円以上かつ合計 120 万円以上 ・ 一定のソフトウェア 一つ 70 万円以上、複数合計 70 万円以上 ・ 貨物自動車（車両総重量 3.5 トン以上）、内航船舶（取得価格の 75%が対象）
税制措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30%の特別償却 ・ 7%の税額控除 ※資本金 3,000 万円以下の中小企業者等に限る
控除上限	中小企業経営強化税制と合わせて法人税額 20%（1 年繰越し可能）

5. 企業版ふるさと納税制度の延長

【改正内容】

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度についてその**適用期限が 3 年延長**されます。

ただし、当該制度の延長にあたり関係法令等が改正され、追加の措置が講じられることが前提になります。

【具体的内容】

- ・ 適用時期が延長されます。**2028 年（令和 10 年）3 月 31 日まで 3 年間延長**されます。
- ・ 法人税、法人事業税、法人道府県民税、法人市町村税に係る税額控除が拡大されます。（**最大 30%→60%**）

【主な要件】

- ・ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外
- ・ 青色申告書を提出している法人
- ・ 返礼品や謝礼品の受け取り不可
- ・ 1回の寄付額下限 10 万円以上

【追加の措置】

寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出しなければならないこととします。

* 寄附金を支出した法人又はその法人の関係会社（寄附法人）が、寄附活用事業の企画・立案に関して取引等の関係があるとき等が対象になります。

6. 消費税の外国人旅行者向け免税制度の見直し

【改正内容】

従来の免税制度では、安く購入した免税商品が日本国内で販売されるという不正が多発していました。制度の不正利用を防ぎ、免税店での業務過多解消、外国人旅行者の利便性向上のため、消費税免税制度の見直しが行われます。

【見直される新たな方式】

消費税相当額を含めた価格で販売し、出国時に持ち出しが確認された場合、免税品購入者に対し、消費税相当額が返金される方式(リファンド方式)

- ・ 従来：免税店で免税商品を購入（この時点で消費税が免除されていました）
- ・ 改正後：免税店で免税商品を購入→出国時に旅券等を提示し税関長の確認を受ける→出国（消費税相当額が返金されます）

【免税対象物品の範囲の見直し】

・ 一般物品と消耗品の区分を廃止、消耗品について免税購入対象者の同一店舗一日当たりの購入限度額、及び特殊包装（開封したことがわかるシール）の廃止

【免税販売手続きの見直し】

- ・ 税抜 100 万円以上の免税対象物品について、シリアルナンバー等を国税庁に提供
- ・ 免税店以外から海外に配送する“別送”の廃止(免税店から直接配送は引き続き存置)

【適用時期】

令和 8 年 11 月 1 日以後に行われる免税対象物品の譲渡等について適用されます。

※別送は令和 7 年 3 月 31 日

III. 資産課税関係

1. 事業承継税制(特例)の役員就任要件の緩和

【改正内容】

「事業承継税制の特例措置(贈与税)」の「役員就任要件」が見直されます。

具体的には、**贈与の直前において**（現行：贈与の日まで引き続き 3 年以上）**役員であることに緩和**されます。今回の緩和措置は、事業承継税制のうち「特例」で、かつ「贈与」の場合における役員就任要件についての見直しです。（つまり「一般」の「贈与」については、従前通り贈与の日まで 3 年以上継続して役員であることが必要となります。「相続」の場合は「一般」「特例」いずれも相続の直前において役員であることが要件のため、今回の改正の対象外です。）

後継者要件	改正前	改正後
役員就任要件	贈与の日まで 3 年以上継続して役員であること	贈与の直前において役員であること